

入札・契約制度に関する意見書

令和 7 年 4 月 23 日

桑名市入札監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員名簿	2
3	委員会の開催状況及び審議内容	2
	（１）開催状況	2
	（２）審議内容	3
4	審議案件の評価	3
	（１）指名停止の手続き	3
	（２）談合情報の手続き	3
	（３）入札及び契約の手続き	4
5	前回の提言に対する取組みとその評価	4
	（１）工事発注の平準化について	4
	（２）低入札価格調査制度について	5
	（３）総合評価落札方式の評価基準について	5
	（４）入札不調・不落対策について	5
	（５）不正のない入札及び契約事務の実施について	5
	（６）随意契約の適正な運用について	6
	（７）災害時における入札方法について	6
	（８）働き方改革について	6
	（９）地域の建設業者の受注機会の確保について	6
6	今後の課題	7
	（１）適正な予定価格の設定	7
	（２）業務の内容等に応じた適正な選定方法の選択	7
7	おわりに	8

1 はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成16年1月に設置され、執行機関の附属機関となり、桑名市（以下「市」という。）の入札・契約制度に関しこれまで9回の提言を行ってきたところである。

近年は、日本各地においても、様々な災害が発生し、特に令和6年においては、元日に発生した石川県能登半島地震や、宮崎県日向灘沖で発生した地震では南海トラフ地震臨時情報が発令されるなど、いつどこで大規模な災害が起きてもおかしくない状況である。このような自然災害に対する備えはもちろんだが、発災後の早急な復旧には、地元建設業者の協力は不可欠であり、この地域の安全・安心を確保するためにも地元建設業者の存続及び育成が強く求められているところである。

そのような中、建設業の担い手の確保や技術者育成に向けた「働き方改革」が推進されており、公共工事における発注者の責務においても、工事の品質確保の促進を図るための措置が強く求められているところである。また、令和6年度は前回実施から12年ぶりとなる総合評価落札方式による一般競争入札が実施され、地域貢献や災害協定に関する評価項目を設定するなど、価格以外の要素も含めた発注が行われた。今後も本市の状況等を考慮し、必要に応じて見直しつつ継続して執行されたい。

また、市では平成21年度及び平成23年度に入札・契約に関わる不祥事が発生したことにより、入札・契約制度の見直しや公務員倫理研修などの再発防止に取り組まれているが、市にとって必要な改革のため、十分な情報収集を行い検討したうえで、制度の見直しを行うことが重要である。

以上の点を踏まえ、本委員会では、市の入札・契約に関する事務手続き及び制度の在り方などについて、審議を重ねてきた。

本意見書は令和4年度（令和5年2月開催）から令和6年度（令和6年11月開催）までの2年間の審議内容を踏まえ、特に改善などを要する事項について取りまとめたものである。

今後も、入札・契約の公正性、透明性、公平性及び競争性の確保並びに適正な事務手続きに努められるよう、ここに提言する。

2 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 業 等	備 考
いとう ゆみ こ 伊藤 由美子	税理士	委 員 長
ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学大学院教授	副委員長
あかぎ くにお 赤木 邦男	弁護士	
こてら なおみ 小寺 直美	四日市看護医療大学准教授	
やました とおる 山下 亨	行政書士	

3 委員会の開催状況及び審議内容

(1) 開催状況

委員会等	開催日	備 考
令和4年度第3回	令和5年2月9日	
意見書提出 (市長具申)	令和5年4月20日	9回目
令和5年度第1回	令和5年5月26日	
令和5年度第2回	令和5年11月30日	
令和5年度第3回	令和6年2月14日	
令和6年度第1回	令和6年5月31日	
令和6年度第2回	令和6年11月18日	

(2) 審議内容

委員会の審議は、令和4年9月から令和6年8月までの2年間における指名停止及び談合情報の状況並びに入札及び契約の状況のほか、この期間に執行した457件（建設工事282件、コンサルタント業務175件）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、落札率の高い案件や失格の多い案件などを中心に、委員が抽出した26件（建設工事16件、コンサルタント業務10件）について審議を行った。

その内訳は下表のとおりである。

審議（抽出）案件の内訳

契約方法		建設工事		コンサルタント業務	
		執行件数	審議件数	執行件数	審議件数
一般競争入札 (総合評価落札方式)	低入案件(※)	0件	0件	0件	0件
	上記以外	0件	0件	0件	0件
一般競争入札	低入案件(※)	13件	4件	0件	0件
	上記以外	261件	10件	150件	6件
指名競争入札		0件	0件	0件	0件
随意契約		8件	2件	25件	4件
合 計		282件	16件	175件	10件

(※)低入案件とは「低入札価格調査制度実施案件」をいう。

4 審議案件の評価

(1) 指名停止の手続き

令和4年9月から令和6年8月までの間に指名停止措置を講じた案件は30件（44者）で、このうち市が単独で指名停止措置を講じた案件は1件（1者）であった。

本委員会では、市が単独で指名停止措置を講じた1件（1者）の案件を中心に、指名停止措置を講じるまでの手続きについて審議を行った。

審議の結果、「桑名市請負工事入札参加者指名停止基準」に基づき、公正かつ適切な事務手続きが執られていた。

(2) 談合情報の手続き

期間中に寄せられた談合情報はなく、審議する事案はなかった。

今後、談合情報が寄せられた場合は「桑名市談合情報対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応に努められたい。

（３）入札及び契約の手続き

各委員が抽出した26件について、入札の経過及び結果を踏まえ、入札及び契約の手続きが適切に行われていたかを審議した。

審議の結果、入札から契約締結までの一連の事務手続きに関しては、概ね公正かつ適切に処理されていた。

しかしながら、複数の入札額が同額のため、くじにより落札者が決定する案件は依然として多い。公平性は担保されているものの、結果として運任せとなり事業者の育成については課題が残されるため、入札制度については今後も引き続き改善に向けた検討が必要と考えるところである。

５ 前回の提言に対する取組みとその評価

前回（令和５年４月20日）の意見書では、

- （１）工事発注の平準化について
- （２）低入札価格調査制度について
- （３）総合評価落札方式の評価基準について
- （４）入札不調・不落対策について
- （５）不正のない入札及び契約事務の実施について
- （６）随意契約の適正な運用について
- （７）災害時における入札方法について
- （８）働き方改革について
- （９）地域の建設業者の受注機会の確保について

の９項目について提言したところである

なお、（２）、（５）については、既に一定の改善などがなされているため、本意見書をもって完結したものとする。

ただし、（１）、（３）、（４）、（６）、（７）、（８）、（９）については、今後も継続的に検証し、改善を要するものと考えるところである。

（１）工事発注の平準化について

公共工事においては、単年度会計の原則により、新年度予算が成立してから、入札・契約手続きとなるため、年度当初からの工事着工は難しく閑散期が生じており、また、年度末に工事が集中してしまう状況にある。

そのため、施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものであるため、今後も繰越制度や債務負担を活用するなど、早期発注に向けて取り組まれない。

（２）低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度とは、予定価格の制限の範囲内において最低価格で申し込みをしたものの、価格があらかじめ設定した調査基準価格未満であった場合、その価格により仕様内容に適合した履行がなされるかの調査を行い、履行が可能と判断すれば契約を締結する制度である。

また、最低制限価格制度と比較すると、入札参加者の企業努力並びに経営力及び技術力の向上が期待できるうえ、調達コストの低減も図られるため、今後も適切な運用に努められたい。

（３）総合評価落札方式の評価基準について

総合評価落札方式とは、工事の発注にあたり、入札参加者に技術提案等を求め、価格以外に入札参加者の能力等を審査・評価し、その結果をあわせて、最も優れた契約の相手方を決定するものである。市では平成２４年度以降発注がなかったが、令和６年度からは、ガイドラインの改正及び評価項目を一部見直すなどして再開された。

評価項目等に関しては、市のニーズや地元業者育成等も考慮し、効果的なものとなるよう今後も検討しつつ運用されたい。

（４）入札不調・不落対策について

入札不調・不落は工事の着工遅延を意味するため、市の事業が進捗しないことにより、社会的にも大きな損害をもたらすものである。原因の特定は困難な場合もあるが、発注段階において、適正な工期や発注時期を設定するのはもちろんのこと、過度に高度な技術や厳しい入札条件となっていないかを確認するとともに、発注時期の平準化についても検討されたい。

（５）不正のない入札及び契約事務の実施について

市においては、平成21年度及び平成23年度に不祥事が発生したため、公務員倫理研修の実施や官製談合防止に関する通知に加え、令和４年度には、「入札談合等関与行為の排除について」のマニュアルを作成し、定期的に全庁へ向けて啓発を行うことで、再発防止に継続的に取り組まれてきたところであり、近年、入札に関する不祥事は発生していない。

しかし、全国的には官製談合防止法（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）に抵触する事件が後を絶たない状況である。ひとたびこのような事件が発生すれば市の信用失墜に直結することは明白であるため、オンライン研修等を積極的に活用するなどして、今後も職員の意識向上をはかり、引き続き不正のない入札及び契約事務に努められたい。

（６）随意契約の適正な運用について

地方公共団体が締結する契約は、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いものでより安いものを調達しなければならない。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。しかしながら、一定の状況下においては、当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、例外的な方法である随意契約により契約を締結することが認められている。ただし、その運用には慎重を期す必要があるため、例年、同様の契約を行っている場合等には、前年通りの事務を進めるのではなく、案件ごとに、随意契約ガイドラインを確認したうえで、本当に随意契約によらなければならないかを十分検討して契約事務に取り組まれない。

（７）災害時における入札方法について

災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつも、緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害拡大の最小化や原状復帰など、社会経済の回復が急がれることから、随意契約を選択する場合も想定される。その際の契約の相手方の選定に当たっては、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工が可能な者を選定できるよう努められたい。

また、その他の災害復旧工事等については指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じた入札・契約方法の選択に努められたい。

（８）働き方改革について

公共工事の品質確保とその担い手である建設業の持続的な発展のため、長期間労働の是正など建設現場の労働環境の改善に向けた取り組みの一つとして、週休２日工事の取組みがある。市では、令和５年度以降に発注する工事から、一部の工事を除き、原則として発注者指定型の週休２日工事を実施されてきたところである。

建設業の長時間労働の是正には、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることが必要であることはもちろんであるが、労働者の休暇を維持しつつ、工事の円滑な施工体制を確保するためにも、労働者の配置や資機材の準備に余裕をもって行える「余裕期間制度」の導入を検討されたい。

（９）地域の建設業者の受注機会の確保について

地域の建設業者は、地域住民の生命や財産の守り手の役割として、この地域の防災・減災にとってはなくてはならない存在であり、また、受注機会を増やすことで、地域建設業者の育成を図れるだけでなく、地域への社会貢献や地域経済の活性化、若者の入職促進など雇用の確保等に期待できる。

現在、建設業界では、労働者の高齢化や若年層の入職減少、後継者不足が大きな問題となっており、地域建設業が衰退してしまうと、緊急を要する災害時の対応が困難となり、地域の復旧・復興が遅れる要因に繋がり、地域住民の生活の安全・安心が守れなくなる。

いずれにしても、公共工事の発注においては地元優先の配慮は然るべきと言えるので、入札の透明性や公正性・競争性を確保できることを前提に、地域の実情を踏まえながら、引き続き地元業者受注の優先確保に努められたい。

6 今後の課題

「5 前回の提言に対する取組みとその評価」では、前回の意見書から、入札・契約制度について、今後も継続的に検証及び改善などが必要であるとする9項目について提言したところである。

ここでは、今後の課題として、特に検証及び改善などを行うことが望ましい事項について次の2点について提言する。

(1) 適正な予定価格の設定

建設業においては、資機材の価格高騰、エネルギー価格や労務単価が上昇しており、予定価格と実勢価格が乖離する恐れがある。そのため、公共工事の品質確保の担い手となる人材を中長期的に育成するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

また、ダンピング受注の発生は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながり、公共工事の品質確保に支障を来す恐れがあるので、これらを防止させるためにも、予定価格の適正化に取り組まれない。

(2) 業務の内容等に応じた適正な選定方法の選択

業務の発注にあたっては、工事及び業務の内容や地域の実情等に応じ、入札契約方式を選択し適用されているところである。現行では、発注者が示す仕様に対し価格提案のみを求め落札者を決定する「価格競争方式」のほか、参加者が提示する価格だけでなく技術力等を総合的に評価し落札者を決定する「総合評価落札方式」、業務内容が専門的で高度な技術力が必要であるもので、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成するほうが優れた成果を期待できる「プロポーザル方式」などがある。いずれの方式を選択したとしても、対象事業の考え方や業務の特性を十分把握されたうえで、その選定方法が妥当であるかを慎重に取り扱い適用されたい。

特に近年では、プロポーザル方式による随意契約が多くなっていることから、選定過程も含めて公平性等が損なわれることがないよう、慎重を期して取り組まれない。

7 おわりに

以上が本委員会で、市で行われた多くの入札・契約事務について、2年間にわたり審議してきた結果である。

入札手続にあたっては、公正性・透明性・公平性・競争性の確保とともに、地元経済の活性化といった命題に取り組んでいるところであり、これらをバランスよく両立させることが肝要である。また、繰越明許費等を活用した柔軟な工期設定が可能となるような取り組みを行いつつ、入札契約制度の検討・見直しに努められたい。

最後に、本委員会としては、引き続き桑名市に対して率直な意見を述べていくとともに、より公正で適正な入札契約事務制度確立への提案を行うものであり、十分に検討され取り組まれることを望むものである。

令和 7 年 4 月 23 日

桑名市入札監視委員会

委 員 長 伊 藤 由美子

副委員長 藤 田 素 弘

委 員 赤 木 邦 男

委 員 小 寺 直 美

委 員 山 下 亨